

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 下水道河川部下水道河川総務課

番号 2

許認可等の内容		排水設備の新設等の計画の確認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市下水道条例第4条第1項
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市下水道条例第3条
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙、排水設備の設計基準のとおり
	参考事項	水路の管理上必要があると認めるときは、前条の規定による許可の際、条件を付けることができる。
	設定等年月日	平成15年10月1日設定
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 10 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成15年10月1日設定